

# Progress ~進歩~

一期一会

(広告)  
 25年7月号  
 2013年7月1日発行  
 三宅孝治(中国税理士会 倉敷支部会員)  
 三宅孝治税理士事務所  
 (尚)シーエムエス  
 倉敷市中島2370番地14  
 TEL 086-466-1255  
 FAX 086-466-1288  
 第74号  
 発行担当者: 吉原 美保子

暑中お見舞い申し上げます。 今年は一ときわ暑い日が続いていますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？  
 夏はいろいろなイベントが盛りだくさんで、じっとしているのはもったいないですね。岡山の池田動物園では、今年開園60周年を迎えたそうです。先月22日にはレッパ・パンダの赤ちゃんも生まれたとか・一般公開はだいぶ先になるそうですが、暑気払いと地域振興をかねて、出かけてみてはいかがでしょうか？

今月のテーマは消費税率等の引き上げについてですが、**施行日**がH26年4月1日ですので、もう少し先の事かと思われるのではないのでしょうか。しかし取引によっては、施行日の6ヶ月前の**指定日**H25年10月1日が重要になってきますので、ご覧下さい。

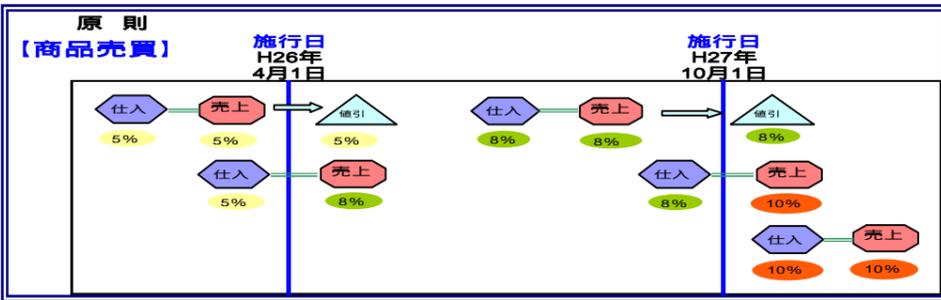
## <<テーマ：消費税率等に関する経過措置>>

消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げられる予定となっております。改正後の税率は、適用開始日以降に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用されます。平成26年4月1日以降に行われる取引の税率は、原則新税率になりますが、一定のものについて国税庁より「平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」が公表され、施行日以後の取引でも旧税率が適用されるケースを例示されました。今回は、主な経過措置の概要について挙げていきます。

消費税率の引き上げについては、次のとおり2段階で引き上げることとされています。

区分	適用開始日	現行	(施行日)	(施行日)
			平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率		4.00%	6.30%	7.80%
地方消費税率		1.00%	1.70%	2.20%
合計		5.00%	8.00%	10.00%

参考文献: 国税庁  
 ・消費税改正のお知らせ  
 ・H26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に関する経過措置の取扱いQ&A

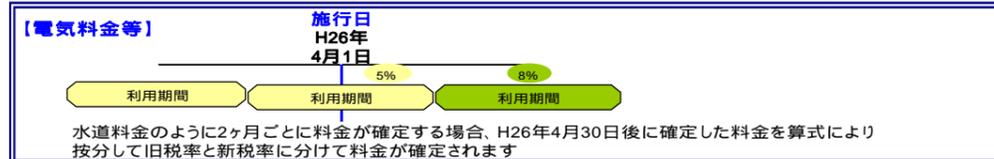


### 施行日にまたがる取引につき旧税率が適用されるもの

旅客運賃等 平成26年4月1日以後に行うべき旅客運賃の対価や映画・演劇・競馬・美術館・遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの



電気料金等 継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金で、平成26年4月1日から平成26年4月30日 までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの

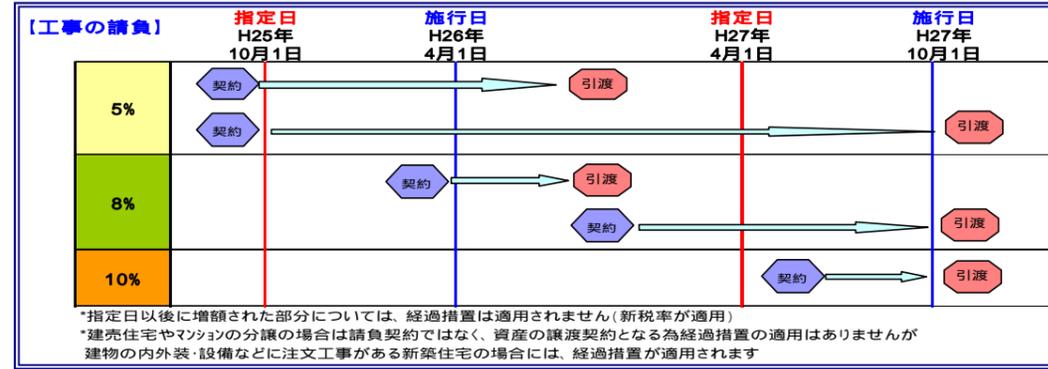


特定新聞等 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの



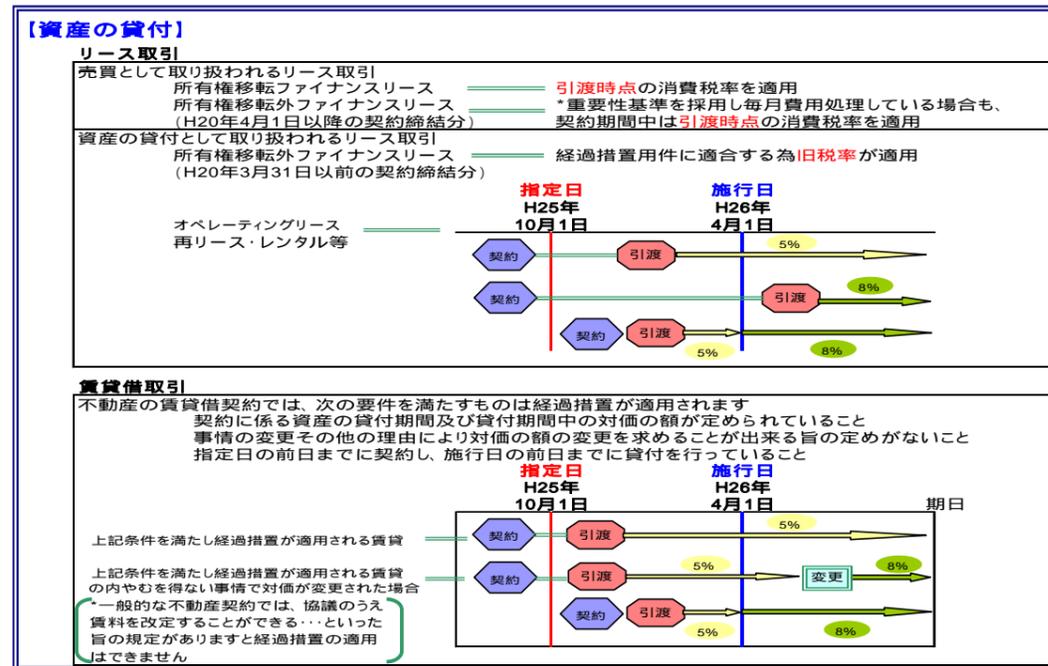
### 指定日の前日までに譲渡契約等を行ったことにより旧税率が適用されるもの

請負工事等 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事（製造を含む）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量・設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます）に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等  
**一定の要件** 仕事の完成に長期間を要し、かつ、当該仕事の目的物の引渡しが一括して行われることとされているもので、契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されていること



1年分の保守料の一括領収・・・機械等のメンテナンスや修理を行う保守サービスは、物の引渡を要しない請負に該当しますが、契約期間が1年以内で平成26年4月1日前に領収済みの場合は全額5%の税率が適用され、同日以後の領収は8%になります。契約期間が1年を超える期間である場合は、施行日前の期間は5%施行日以後は8%の税率を適用する事になります。

資産の貸付 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付に係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸し付けを行っている場合（**一定の要件**に該当するもの）における、平成26年4月1日以後行う当該貸付  
**一定の要件** ・平成26年3月31日までに引渡し、貸付を開始すること・平成26年4月1日以降に引き続き貸付を行っていること  
 ・貸付の期間と対価の額が定められていること ・事業者が対価の額の変更を求めることが出来ないこと  
 ・契約期間中にいつでも解約の申入れをすることが出来る旨の定めがないこと



通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成25年10月1日前にそのその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申し込みを受け、提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売



この他にも、いろいろな経過措置が設けられていますので、ご不明なことがございましたら、当事務所までご連絡くださいませ。

### <Vision>

毎月開催中の**経営計画作成セミナー：Vision**  
 今月の開催日は**7月11日(木)**です。  
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に1度、当事務所にお越し頂き、経営方針書を作成し、それを基に利益計画書や行動計画表を作成して頂いています。  
 まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
7月11日(木)	5・6・7・8月決算法人様	7月5日(金)
8月8日(木)	6・7・8・9月決算法人様	8月2日(金)
9月12日(木)	7・8・9・10月決算法人様	9月6日(金)

### < 7月スケジュール >

10	水	*6月分源泉所得税・住民税の納付期限(年度最初の月は金額に注意!)
11	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
16	火	*所得税の予定納税の減額申請期限
31	水	*5月決算法人の確定申告・納付期限
		*11月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の2・8・11月決算法人) *所得税予定納税額の納付(第1期分)

